

技 第 3 4 9 号
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

関係協会・組合・連合会の長 様

島根県土木部技術管理課長
(公 印 省 略)

島根県公共工事共通仕様書特記事項の改正について (送付)

島根県公共工事共通仕様書特記事項を下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1. 主な改正内容

- ・ 1 日未満で完了する作業の積算について仕様事項を追加

2. 適用

平成 2 9 年 1 0 月 1 日以降起案する発注工事

3. その他

改正後の特記事項は、島根県土木部技術管理課のホームページに掲載します。

土木部 技術管理課

土木設計基準グループ 田中

農林設計基準グループ 安部/西山

電話 : 0852-22-5941 / 5942

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項(平成~~28~~29年度版)」

第1条(適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。
1	1	1	1-1-1-2	用語の定義	7	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
					36	同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	2	<p>「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」によるものとする。</p> <p>(1) 施工上の基本条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 <p>(2) 関連機関との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 <p>(3) 貸与資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) <p>(4) 地盤条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加調査の必要性 <p>(5) 地形及び施工条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地境界 <p>(6) 現地踏査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	1日未満で完了する作業の積算について		<p>1. 建設工事積算基準第1編「総則」第12章「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「当該基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、当該基準の適用について協議の発議を行うことができる。</p> <p>3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該基準は適用しない。</p> <p>4. 受注者は、協議に当って、当該基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、当該基準は適用しない。</p> <p>5. 維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、当該基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、当該基準を適用しない。</p> <p>6. 「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、当該基準「3. 判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、各地区とする。</p>